J I L P T研究員 藤 真

はじめに

処理を加速化させるための方針や諸施 に伴い、再建型処理を円滑に進めるた 建型処理に対する期待が高まり、それ 的不安を防止するという観点から、再 の散逸や失業者の発生などによる社会 企業に蓄積されていた物的・人的資本 クセール(1)などがある。この中でも、 算型処理②再建型処理③流動化・バル 権の処理する主な方法としては、①清 出されたことにあった。銀行が不良債 策が一九九〇年代後半から次々と打ち するための重要な政策課題と捉えられ、 良債権の処理が日本経済の停滞を打破 を集めている。そのきっかけは、バブ めの法制度や機関が急速に整備されて 近年増加の傾向を見せ、社会的な関心 事業を立て直す「事業再生」の試みが、 経済崩壊後、銀行の抱える多額の不 経営不振に陥った企業が営んでいた

倒産手続のひとつである会社更生法に ことにより、申請要件の緩和や手続き 年に和議法が民事再生法に衣替えする ついても、 きた「再建型倒産手続」は、二〇〇〇 簡素化が実現された。同じく再建型 それまで活用がしづらいと言われて 手続きの迅速化につながる

> 三年の産業再生機構(2)の創設など 的整理ガイドライン」の公表、二〇〇 円滑に進めるための施策が世紀をまた 可能になる反面、 ないために迅速で自由度の高い処理が る事業再生は、法律や裁判所が関与し ばれるものがある。この私的整理によ 境に陥った企業の再生を進めていく場 である 企業再生業務への業務拡大、同年の「私 からの整理回収機構(RCC)による の促進のため、関係者間の利害調整が おそれも高かった。そこで、私的整理 が容易ではなく、 的手続きによらない「私的整理」と呼 合の手続きとしては、上記のような法 措置などが盛り込まれた改正法が二〇 いで次々と打ち出された。二〇〇一年 ○三年に施行された。また、経営が苦 目的が達成されない 関係者間の利害調整

分野に参入してきた。また様々なアク スチャンスを求めて次々と事業再生の ド)(3)、再生を目指す企業とスポンサ 資ファンド運営会社(事業再生ファン 生を手がけて収益をあげようとする投 の拡大を図ろうとする企業や、 り組むのが容易になったことで、 仕組みが整備され、これまでよりも取 このように事業再生のための様々な を仲介する専門業者などが、ビジネ 事業再 事業

> 者にヒアリング調査を行い、事業再生 動やその際の労働条件、人事労務管理 ぐる議論も活発となってきている。 ター 重ねてきた(4)。 ケーションについて実態把握と分析を の際の経営と人事管理、労使コミュニ 事業再生を経験した企業二六社の関係 は二○○四年から二○○六年にかけて 的少なかった。そこで、JILPTで ョンの状況などについての言及は比較 の変化、さらには労使コミュニケーシ の中では、事業再生による事業体の変 だ、これまでの事業再生に関する議論 ・が参入することで、事業再生をめ た

そうした課題に企業が対応していく中 事管理上の中心的な課題に焦点をあて な示唆が得られるかを検討していく。 し、今後の事業再生に向けてどのよう グ調査の結果に基づきながら明らかに ンが展開されていくのかを、ヒアリン で、どのような労使コミュニケーショ 本稿では、事業再生過程における人

管理上の課題事業再生の目的と人事 上の課題

2

能の状態から脱却し、少なくとも資産 と負債をイコールにすることを目指す む事業において、債務超過や支払い不 事業再生を試みる企業は、 自らの営

> 再建型倒産手続や産業再生機構による Equity Swap : DES) などを実施する えた上で所有してもらう(= Debt 関に自社向けの債権を自社株に置き換 するために企業は、①不要な資産や事 支援は、主に①や②を円滑に進めてい するための増資④債権者である金融機 棄や借金減額を要請③自己資本を増強 するため、 業を売却して返済へ充当②負債を圧 債務超過・支払い不能の状態から脱却 金融機関や債権者に債権放

安定化や、 要となる。 ために、人事管理に関しては以下のニ これらの経営上の取組みを進めていく ター・ロベット [二〇〇三])。 そして きる構造が形成されていくこととなる てはアウトソーシングを活用するとい も自社資源を使わずに済むものに関し 業の業務遂行体制が見直され、必ずし 削減が図られる。また、実施し続ける事 つの課題にいかに対応していくかが重 経営上の取組みが求められる(スラッ を遂行していく体制の見直しといった 達成するためには、当面の資金繰りの て長期的に収益を上げ続けることがで った施策などが行われて、事業を通じ た業務についての諸コストの見直し・ よう業務の取捨選択が行われ、選択し に向けては、営業収支の見通しが立つ 業収支を黒字化するための日常的な損 益構造の改善である。損益構造の改善 財務構造と収益の改善という目的を いまひとつの事業再生の目的は、 事業内容の取捨選択、事業

ある。 業者の削減といった雇用調整の実施で 第一は、賃金のカット、 事業再生に着手してしばらくは 従業員・ 就

売上を伸ばすことが極めて難しい状況の中で、資金繰りをできるだけ安定さの中で、資金繰りをできるだけ安定さいなりうる。その際、まずは給与や賞となりうる。その際、まずは給与や賞となりうる。その際、まずは給与や賞となりうる。 者の削減という手段が浮上してくる。 者の削減という手段が浮上してくる。 者の削減という手段が浮上してくる。 それも比較的雇用の柔軟性が高い非正 規従業員や請負・派遣などの外部人材 のみならず、正社員も削減の対象とな りうる。

理体制の見直しが不可欠で、さらに見 らない。そのためには事業の運営・管 規模で事業再生を成し遂げなければな 員の配転・抜擢、 従業員に対する教育訓練の強化、従業 直しの過程において様々な人事管理上 してなくなるわけではなく、縮小した を通じてその規模を縮小していくが決 は通常事業の取捨選択や従業員の削減 事業再生に向けた取組みの中で、企業 る人事管理上の諸施策の実施である。 管理体制の見直しにおいて必要とされ など―が必要となってくる。 交換・伝達をめぐる状況の改善、従業 員に対する啓発活動、企業内での情報 ∖諸施策──評価・処遇制度の見直し、 第二は、再生に向けた事業の運営・ 外部からの人材登用

3 雇用調整をめぐる労使

ミュニケーションのあり方と人事管理ンが繰り広げられたか。また、労使コではどのような労使コミュニケーショめぐって、ヒアリング調査の対象企業上述した二つの人事管理上の課題を

つか。 上の課題への対応はいかなる関連をも

ことに歯止めをかけたり(小売業)、 理解になっていくことが推測される。 側も事業再生を優先し、ある程度の人 渉・協議の時間が確保されれば、組合 求めたり(ホテル業)、労使共同で人 明と、できるだけの就業機会の斡旋を に対し人員削減策の対象者への経緯説 代表が交渉・協議の末、最後は経営側 組みも見られなかった。 特段時間をかけて協議・交渉されるこ 員側と経営側のそれぞれの代表の間で なお、労働組合や従業員代表組織のな 員削減はやむをえないという見解に達 の活動を行っているが、それなりに交 確保を要請したり(観光業)するなど 界団体などに自社従業員の就業機会の 経営側に再建計画の提示を求めたり 件費枠を計算して希望退職者数を算出 合がある事例のいくつかでは、経営側 の提案に従業員側が同意している。組 れている大半の事例において、労使の の削減に関しては、労働組合が組織さ ションの状況からみていくと、従業員 とはなく、従業員側からの自主的な取 い事例では、人員削減について、従業 し、そうした見解が組合員の間の共通 し、経営側がむやみに人員削減に走る (一般機械製造業)、地方自治体や業 雇用調整にかかる労使コミュ

ている企業で賃金削減が行なわれた場で渉されることはない。組合が活動し側のそれぞれの代表の間で特段協議・側のそれぞれの代表の間で特段協議・側のそれぞれの代表の間で特段協議・人人を決されることはない。組合が活動し

業の多くの従業員が考えるのではない 業績を回復することが自分自身にとっ 他社への転職が難しい状況では、自社 了承し、大きな摩擦は生じなかった。 業再生のための賃金削減を組合は概ね 業員のニーズを反映させる取組みを行 要求して認めさせたり(小売業)、 ものと見られる。 きな摩擦が生じない要因になっている かと推測され、たいていのケースで大 ても望ましいと、事業再生を進める企 の事業再生がスムーズに進み、早期に っていた。ただ、大半の事例では、事 履行させたり(観光業)するなど、 条件を維持するという約束を経営側に 員解雇の上、再雇用の際に従前の労働 に配慮して、削減幅を小さくするよう 合には、いくつかのケースで就業意欲 従

ラールダウンなどの悪影響を防ぐ役割 業員に事業再生に対する見通しを与え、 ションを通じた頻繁な情報交換は、従 ことを踏まえると、労使コミュニケー まがりなりにも事業再生が進んでいる と労働組合との間で頻繁かつきめ細 減が実施されていると同時に、会社側 ミュニケーションのもつ役割の小ささ 意向が反映されるケースがあまりみら 側の提案とは異なる組合・従業員側の 労働条件面の取り扱いにおいて、経営 雇用・労働条件面の取り扱いによるモ いう事例が見られた。これらの事例で い情報の伝達・交換もなされていると の事例よりも厳しい人員削減、賃金削 ヒアリング調査した事例の中には、他 を意味するとは言えないと思われる。 れないということが、ただちに労使コ もっとも、事業再生過程での雇用・ か

> ける、 この組合が加盟する産業別労働組合の 再生の進め方に組合は強硬に反発し、 何も知らせることなく、民事再生手続 取組みがなされたケースが見られた。 用・労働条件面での見直しに伴う従業 別労働組合組織が関与することで、 いえるが、他の事例のなかにも、産業 たときに最も大きな成果が得られたと 与することで、組合・従業員側から見 ュニケーションに産業別労働組合が関 この事例は、事業再生過程の労使コミ フとの間で頻繁に協議が重ねられた。 もとに実行され、労働条件に関する組 地方組織の専従スタッフによる指導の 際の組合側による独自の経営分析は、 逆提案し、人員削減を阻止した。この ○%の賃金カットと労働時間の延長を 独自の経営分析を踏まえて、一七~三 の人員削減案が示した。こうした事業 の開始を申請し、直後に組合へ四〇名 ある企業の事例では、 ていたのは、産業別労働組合である。 ケーションの中で重要な役割を果たし 員への影響をできるだけ抑えるような 執行部と産業別労働組合の専従スタッ 合側提案の作成にあたっても、組合の また、ヒアリング調査した事例にお 雇用調整をめぐる労使コミュニ 経営陣が組合に 雇

ョン と労使コミュニケーシ 向けた人事管理の実施 事業・組織の見直しに

4

コミュニケーションが展開されるとい労働組合が何らかの反応を示して労使教育訓練強化の取組みに対し、従業員・ション向上のための取組み、あるいは事業・組織の見直しに伴うモチベー

を果たしていると推測される。

場合も、新しい評価・処遇制度のあり 従業員・労働組合が何らかの反応を示 といったものである。 員全員に対し意向調査を行ったり(繊 労組が新人事制度の導入に際して従業 な評価・処遇制度の導入についても、 った事例はさほど多くなかった。新た 図られるよう会社に求めたり 維製造業)、評価制度の適切な運用が 方に異を唱えるというものではなく、 した事例は少ない。反応を示している (商社

されていないものと推測される。 ないため、企業全体にインパクトを与 従業員の意見を集約する主体・組織が し、必要に応じて会社側が個別に対処 員が新たな人事管理施策に様々に反応 ない。これらの事例では、個々の従業 からの目立った反応はほとんど見られ 組織されていない事例では、従業員側 遇制度の実施に対しても、労働組合の えうるような従業員側からの対応はな しているのではないかと見られるが、 取組みに対しても、新たな評価・処 モチベーション向上や教育訓練強化

体による指導・支援の内容などではな 実績や、産業別労働組合など外部の主 過去の労使関係のなかでの経営参加 事管理施策への対応の相違には反映さ 労使コミュニケーションの相違は、人 の機会の有無や、話し合いの頻度など 例に目を向けると、定期的な話し合い かの対応を可能とする大きな要因は、 れていないといえる。組合による何ら かと考えられる 方、労働組合が組織されている事

ュニケーションの観点みにむけて―労使コミ 今後の事業再生の取組

5

事業再生の進行のために、人員・賃金 とに諸施策を円滑に進めるほうが組 けた経営陣が、明確な意図と責任のも たがって、株主(事業再生の場面では、 も、迅速に進められる必要がある。し 目指した雇用調整や人事制度の見直し をつけることが求められ、業績向上を は、できるだけ早く業績向上の見通し とんどである。事業再生という取組み におおむね合意するというケースがほ の削減まで含め、様々な人事管理施策 している。組合・従業員側は、円滑な の場合、経営側が主導的な役割を果た 働条件、 しいだろう。 合・従業員の側から見てもむしろ望ま 大半の場合、スポンサー)の意向を受 労働組合の有無に関わらず、雇用・労 ヒアリング調査の結果を見る限 人事管理に関する施策は多く

の事例からは、①雇用調整・賃金調整 不服を訴えた事例があったが、それら ヒアリング調査の対象の中には少数な 労使間の関係が紛糾することもある。 進めていく上で「行き過ぎ」を起こし、 まり、雇用・労働条件に関わる施策を て共通の理解がなされていないと、 なう雇用や労働条件の見直しをめぐっ 得ること②従業員の間で、会社側が行 で情報交換や合意形成のための時間を の程度があまりに急激だと、労使の間 がら従業員側が経営側の提案・施策に 十分に確保できず、労使関係が紛糾し ただし、経営側が事業再生を急ぐあ

> 関係者に求められよう。 そしてこうした取組みを早期の業績向 ど、従業員側の意見を汲み上げ、労使 議を重ね、様々な会議体を設定するな 上という目的と両立させることが労使 ケーションの機会を適宜設けること、 の合意を形成するための労使コミュニ く体制をとりながら、労働組合との協 の意思と責任のもとに施策を進めてい ること、が示唆される。基本は経営側 使の関係がぎくしゃくする可能性があ

ことがわかる。 そのために必要なノウハウを、専従ス ていた。一部の産業別労働組合組織は、 例では、所属する産業別労働組合組織 において、大きな効果を発揮している めて直面する各企業の事業再生の場面 たノウハウが、ほとんどの従業員が初 タッフが蓄積している。この蓄積され 直面した際の対応に積極的に取組み、 傘下企業別組合が倒産や経営合理化に からのサポートが大きな役割を果たし 方に従業員・組合側が関与していた事 ち、雇用・労働条件や人事管理のあり また、ヒアリング調査した事例のう

における育成を促進したり、あるいは ネージャー (再生の専門家)」のサポ りすることが必要であろう。 えば地域での育成の取組みを促進した 業員がサポートを受けられるよう、 合や組合が組織されていない企業の従 産業別労働組合に所属しない企業別組 ている。今後は、他の産業別労働組合 組織に加盟した企業別組合に限定され の立場にたったターンアラウンド・マ のような、いわば「従業員・労働組合 ただ現状では、以上の専従スタッフ トを受けられるのが、一部産別組合 例

- 1.「バルクセール」とは、金融機関などが保有 する不良債権を、投資家などの第三者にまとめ
- 2. 産業再生機構は業務開始以来、四一件の案件 に対して支援決定を行い、全案件の支援を終了 月一五日に解散した。 して、当初の予定より一年早く、二〇〇七年三
- 3. 事業再生ファンドは、成熟企業などの事業再 資形態を「ハンズオン投資」、さほどは関与し なお、投資先企業の経営に積極的に関与する投 う「バイアウト投資ファンド」の一類型である 編に伴い、企業支配権の買収などへの投資を行 ない投資形態を「ハンズオフ投資」という。
- 4. 調査研究の成果としては、これまで労働政策 六a]、藤本 [二〇〇六b]、労働政策研究・研 研究・研修機構編 [二〇〇五]、藤本 [二〇〇 修機構変[二〇〇七]が発表されている。

【参考文献

- スラッター・ロベット [二〇〇三] 『ターンアラウ ンド・マネジメント―企業再生の理論と実務』 ド訳, ダイヤモンド社. ターンアラウンド・マネジメント・リミティッ
- 藤本真 [二〇〇六a] [事業再生過程における人事 もとに」、日本労働研究雑誌 548 号・ 労務管理と雇用・労働条件の変化ー事例調査を
- 藤本真[二〇〇六b]「事業再生過程における経営・ 06-05). の中間取りまとめ」(JILPT Discussion Paper 人事管理と労使コミュニケーションー事例分析
- 労働政策研究·研修機構編 [二○○五] 『人材·雇 —』(労働政策研究報告書№30)· 用の面から見た事業再生―五社の事例研究から
- 労働政策研究·研修機構編 [二〇〇七] 『事業再生 過程における経営・人事管理と労使コミュニケ ーション』(労働政策研究報告書№94):

〈プロフィール〉

成部門)。最近の著作として、『事 究·研修機構 研究員(人材育 管理と労使コミュニケーショ 業再生過程における経営・人事 ン』(労働政策研究・研修機構) ふじもと まこと 労働政策研 産業社会学専攻。